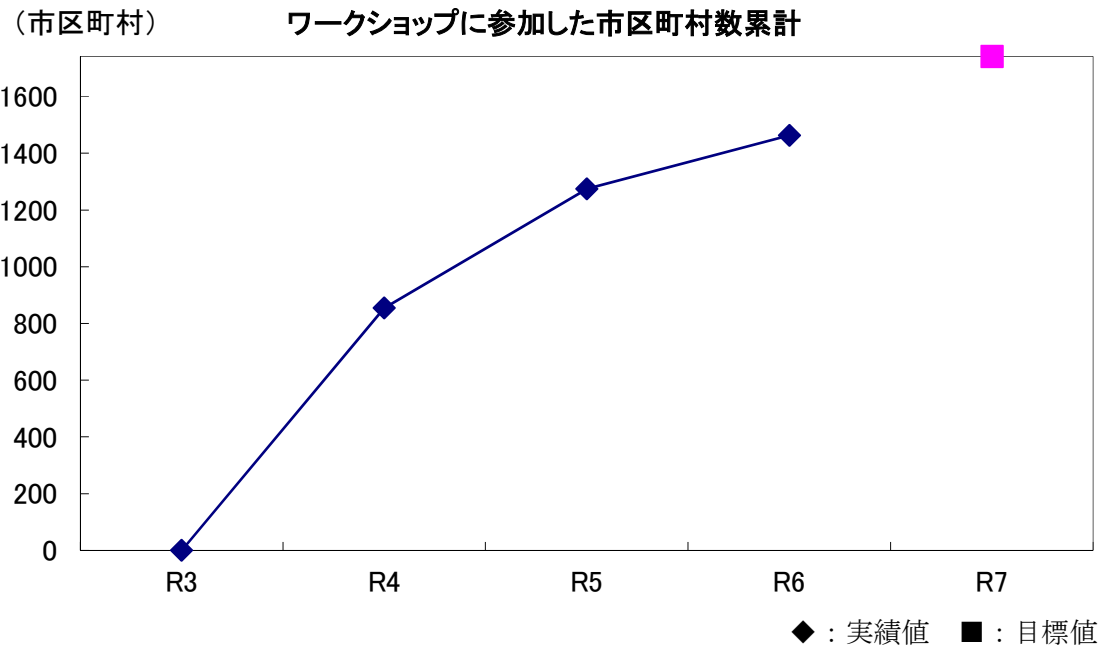


令和 7 (2025) 年度 業績指標登録票 (案)

業績指標	(10) 避難情報の発令判断における防災気象情報の適切な利活用の促進 (地域防災支援の取組に参加した市区町村数累計)	
評価期間等	単年度目標	定量目標
数値目標	目標値 1,741 市区町村 (令和 7 (2025) 年) 初期値 1,463 市区町村【P】 (令和 6 (2024) 年)	

指標の定義	気象庁が自治体防災担当者向けに開催した気象防災ワークショップ、災害後の「振り返り」、自治体と共同で実施する訓練、自治体防災担当者向けの勉強会に参加した自治体職員の所属市区町村数を指標とする。令和 4 (2022) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 3 年間に気象防災ワークショップに参加した市区町村数を初期値とし、未参加の市区町村については、令和 7 (2025) 年度に指標となる取組に 1 回以上参加した場合、1 とカウントする。
目標設定の 考え方・根拠	気象庁（気象台）が発表する防災気象情報を、自治体防災担当者に適時・適切に利活用していただくためには、気象台が平時から防災気象情報の理解の促進や防災知識の普及・啓発活動に努めることが重要である。気象庁では、防災対応を疑似体験するワークショップ形式の研修会の開催、災害発生後に自治体と共同で防災対応を検証する「振り返り」、自治体職員向けの勉強会の実施、自治体と共同で実施する訓練のシナリオ作成への協力等により、防災担当職員の理解・活用を促進している。 令和 4 (2022) 年度から 6 (2024) 年度までの 3 年間で 1,741 市区町村のうち 1,463 市区町村【P】の職員に気象防災ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）へ参加いただいた。 令和 7 (2025) 年度は、全国すべての市区町村の職員に防災情報を適時・適切に利活用していただくため、令和 4 (2022) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 3 年間にワークショップに参加いただいていない市区町村の職員にワークショップ、災害後の「振り返り」、自治体と共同で実施する訓練、自治体防災担当者向けの勉強会に参加いただくことを目標とする。
外部要因	・ 気象災害、地震災害等の発生状況
他の関係主体	・ 地方公共団体
特記事項	・ 「地域における気象防災業務のあり方（報告書）」（平成 29(2017)年 8 月）関連 ・ 交通政策審議会気象分科会提言「2030 年の科学技術を見据えた気象業務のあり方（平成 30(2018)年 8 月）」 ・ 「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（平成 30(2018)年 12 月）関連 ・ 「防災気象情報の伝え方に関する検討会」（令和 2 (2020)年 3 月）関連 ・ 「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 (2021)年 5 月）関連 ・ 「令和 3 年 7 月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」（令和 3 (2021)年 11 月）関連

実績値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
	—	0	854	1, 274	1, 463 【P】
単位：市区町村。初期値と令和 6（2024）年度までの実績値とについては、気象防災ワークショップへの参加のみをカウントしている。					



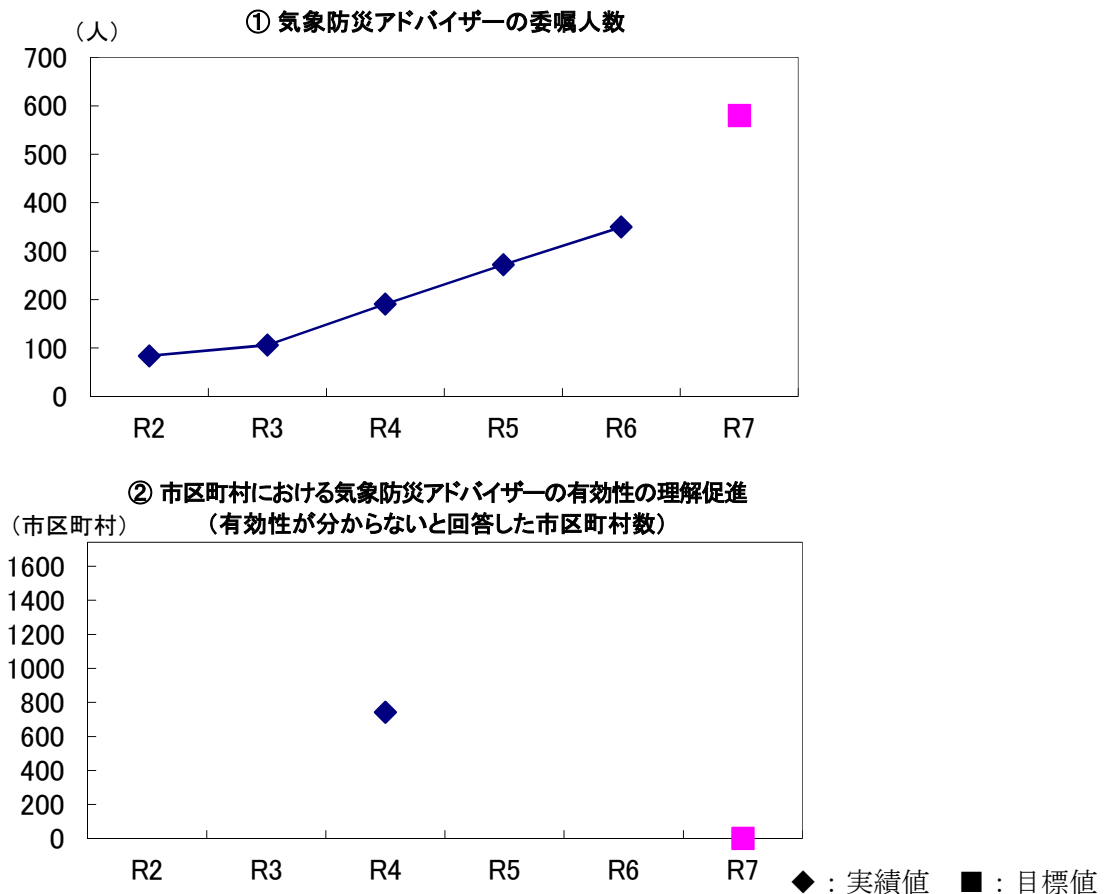
令和 7 (2025) 年度の取組	防災気象情報の適切な利活用の促進をはじめとする地域防災支援に継続して取り組んでいく。自治体防災担当において定期的に人事異動があることに鑑み、継続的にワークショップ、災害後の「振り返り」、訓練、勉強会を開催するほか、オンラインでの気象解説や防災メール等の取組について自治体のニーズに応えられるよう改善を検討する。		
令和 8 (2026) 年度以降の取組	自治体防災担当において定期的に人事異動があることに鑑み、今後も継続的にワークショップ、災害後の「振り返り」、訓練、勉強会を開催するほか、オンラインでの気象解説や防災メール等の取組について自治体のニーズに応えられるよう改善を検討するなど、地域防災支援に継続して取り組んでいく。		
担当課	総務部企画課	関係課	—

業績指標	(11) 気象防災アドバイザーによる地域防災支援体制の拡充 ①気象防災アドバイザーの委嘱人数 ②市区町村における気象防災アドバイザーの有効性の理解促進 (有効性が分からないと回答した市区町村数)	
評価期間等	単年度目標	定量目標
数値目標	①目標値 580 人 (令和 7 (2025) 年)、 初期値 350 人 【P】 (令和 6 (2024) 年) ②目標値 0 市区町村 (令和 7 (2025) 年)、 初期値 743 市区町村 (令和 4 (2022) 年)	

指標の定義	「気象防災アドバイザー」(地域の防災に精通し、気象の専門家として自治体を支援することができる者として国土交通省が認める者)の委嘱状況及び自治体における活用について、次の2つを指標とする。 ① 翌年度4月1日時点の気象防災アドバイザーの委嘱人数 ② 気象防災アドバイザーを任用していない理由として「気象防災アドバイザーに依頼できる業務の内容がよくわからないから」と回答する市区町村数
目標設定の 考え方・根拠	気象庁では、地域の気象防災を推進するための取組として、自治体職員を対象とした気象防災ワークショップの実施や、住民の防災気象情報等の理解促進に資するような普及啓発に努めているところであるが、これに加えて、自治体側のスタッフとして自治体の防災業務を支援する人材である気象防災アドバイザーの拡充、自治体への広報や周知などの活用促進に努めているところ。 全国の自治体が気象防災アドバイザーを活用可能な環境の整備を進めるため、気象防災アドバイザーの人数を大幅に増やすことを目標とする。 また、自治体に気象防災アドバイザーの有用性を認識していただけるよう、周知及び任用促進に取り組んでいる。令和4(2022)年度に実施したアンケートでは、「活用する意向はあるが、活用できていない」及び「活用する意向はない」と回答した1,371市区町村のうち、「気象防災アドバイザーに依頼できる業務の内容がよくわからないから」と回答したのは743市区町村であった。令和5(2023)年度補正事業である気象防災アドバイザー活用促進事業において、気象防災アドバイザーの有効性・活用法をとりまとめており、その成果等も活用して自治体への周知をさらに進め、気象防災アドバイザーに依頼できる業務の内容を全ての自治体に理解いただくことを目指すものである。
外部要因	・気象庁退職者の人数 ・気象防災アドバイザー育成研修の受講者人数 ・市区町村の被災状況
他の関係主体	・地方公共団体
特記事項	・交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」(平成30(2018)年8月) ・「防災基本計画」(令和3年5月改正)において、『国及び地方公共団体は応急対策全般の対応力の向上のため、(中略)気象防災アドバイザー等の専門家の知見の活

	用により、人材育成や緊急時に意見・支援を活用できるような仕組みづくりの構築を努める』こととされた。
--	---

実績値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
	①84	①106	①191	①272	①350 【P】
	②—	②—	②743	②—	②—
単位：①人、②市区町村					



令和 7 (2025) 年度の取組	令和 7 (2025) 年度は、令和 6 年度までより大幅に育成研修の受講生を増やし、修了した気象予報士及び気象庁退職者に気象防災アドバイザーを委嘱することにより、全国の自治体で気象防災アドバイザーが活用可能な環境の整備を進める。また、自治体に気象防災アドバイザーの有用性を認識していただけるよう、更なる周知及び任用促進に取り組んでいく。		
令和 8 (2026) 年度以降の取組	気象防災アドバイザーは、災害時の避難情報の発令判断の支援のみならず、平時における防災気象情報の普及啓発の担い手としても活躍が期待され、地域防災力の向上に寄与する人材であることから、今後も継続的に活用を推進していく。		
担当課	総務部企画課	関係課	—